

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく

奄美医療生活協同組合 行動計画

常時雇用する労働者数 301 人以上

令和 5（2023）年 4 月 1 日

奄美医療生協の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5（2023）年 4 月 1 日 ～ 令和 10（2028）年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

- 〔女性活躍〕女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標 1：管理職に占める女性労働者の割合（事務長職に占める女性労働者の割合を 30%以上にする）

<目標 1 への対策>

- 令和 5 年 4 月～

計画年度の事務職員育成計画を作成し直し、計画年度中に事務長の女性比率 30%程度を目指す。

- 〔女性活躍・次世代育成〕職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標 2：労働者の各月ごとの残業時間数等を把握し、全職員の残業時間（法定超）を月 20 時間以内で管理する。

<目標 2 への対策>

- 令和 5 年 4 月～

- ・毎年度の 36 協定の更新（医師を含む）およびホームページ（職員専用）への掲載。
- ・新入職員・中途採用職員への研修時に 36 協定の意味と遵守を理解させる内容を入れる。
- ・毎月の労使での協議会の場において、月の超過勤務（所定超）時間が 20 時間を超えた職員の把握を行い、対策と配慮について確認する。

- 〔次世代育成〕

目標 3：・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施。
・男性の子育て目的の休暇の取得促進。
・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。
・子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営。
・子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施

<目標 3 への対策>

- 令和 5 年 4 月～

- ・新入職員や中途入職者への研修時に関連する就業規則・育児介護休業規則等の制度周知を行う。
- ・ホームページ（職員専用）への各種規則掲載などにより常に最新の制度を周知・閲覧できる状況にしておく。
- ・男性の育児休業取得 1 名以上を目指す。

